

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年 1 月28日
【会社名】	ENECHANGE株式会社
【英訳名】	ENECHANGE Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役CEO 丸岡 智也
【本店の所在の場所】	東京都中央区京橋三丁目 1 番 1 号
【電話番号】	(0 3) 6 8 3 7 - 6 3 2 2
【事務連絡者氏名】	上級執行役員CFO 篠原 雄一郎
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区京橋三丁目 1 番 1 号
【電話番号】	(0 3) 6 8 3 7 - 6 3 2 2
【事務連絡者氏名】	上級執行役員CFO 篠原 雄一郎
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生したため、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該事象の発生年月日

2025年1月28日

(2) 当該事象の内容

当社は、2024年9月27日開催の取締役会にて株式会社三井住友銀行（以下、三井住友銀行）及び株式会社あおぞら銀行（以下、あおぞら銀行）とのEV充電事業に係るコミットメントライン契約の締結を決議し、2024年9月30日にコミットメントライン契約を締結しました。なお、2024年12月23日付にて、8億円の増枠のためのコミットメントライン契約を締結し、契約金額の総額は57億円となっております。当該コミットメントライン契約に基づき、2025年1月28日に一部借入を実行いたしました。

コミットメントラインの概要

- | | |
|-----------|----------------------------------|
| (1) 契約金額 | 57億円 |
| (2) 契約締結日 | 2024年9月30日（2024年12月23日追加契約） |
| (3) 借入期間 | 2024年10月9日から2025年3月31日まで |
| (4) 契約形態 | コミットメントライン契約 |
| (5) 金融機関 | 三井住友銀行
あおぞら銀行 |
| (6) 借入子会社 | EV充電インフラ1号合同会社
EV充電インフラ2号合同会社 |

借入の内容

- | | |
|-----------|--|
| (1) 借入金額 | EV充電インフラ1号合同会社：197百万円（三井住友銀行）
EV充電インフラ2号合同会社：240百万円（三井住友銀行）、31百万円（あおぞら銀行） |
| (2) 資金使途 | 子会社での事業運営資金 |
| (3) 借入日 | 2025年1月28日 |
| (4) 返済期日 | 2025年3月31日 |
| (5) 利率等 | 全銀協日本円TIBOR等 + スプレッド |
| (6) 返済方法 | 期限一括 |
| (7) 担保の有無 | 有（預金債権質権） |

一部補助金の着金に伴い、新たに154百万円を返済予定であり、合計返済額は194百万円となります。

(3) 当該事象の連結損益に与える影響額

本借入による2025年3月期の連結業績予想に与える影響は軽微であると考えますが、今後、当社業績に重要な影響を及ぼすことが明らかになった場合には、速やかに開示いたします。なお、コミットメントラインの組成費用及び金利等に関わる総額の費用は160百万円を見込んでおります。

以 上